

行政書士とちぎ

10

Oct. 2018

No. 502



栃木県行政書士会

<http://www.gt9.or.jp/gyosei>



マスコットキャラクター
アドちゃん

行政書士 とちぎ

2018年

10月号

CONTENTS

1	目次
2	栃木県行政書士会の動き
2	○平成30年度第1回暴力団等排除対策委員会開催
2	○株式会社研修会 第1回
3	○建設業研修会開催
3	○「土地利用入門」研修会実施
3	○宇都宮市「ネットワーク型コンパクトシティ形成に向けた取り組みについて」研修会実施
4	○市民法務部 シリーズ「相続」 第2回研修会開催
5	申請取次行政書士の動向
6	支部だより
9	栃木県行政書士会カレンダー（11月）
10	日行連だより
10	業務情報
14	おじゃましま～す！
15	支局かわら版（塩那）
16	木もれび
17	研修会のお知らせ
22	談話室
24	会員の動き

No. 502

今月の表紙

塩原溪谷（那須塩原市）

写真提供（公社） 栃木県観光物産協会

栃木県行政書士会の動き

平成30年度第1回暴力団等排除対策委員会開催

9月4日（火）午後1時30分から栃木県行政書士会2階会議室において、栃木県行政書士会暴力団等排除対策委員会が開催された。

まず横山会長が挨拶をした。

続いて、ご来賓である、栃木県警察本部刑事部組織犯罪対策第一課、課長の蓼沼浩様と公益財団法人栃木県暴力追放県民センター、専務理事の橋本源一郎様からご挨拶を頂いた。

次に、栃木県警察本部刑事部組織犯罪対策第一課、暴力排除係長の中林智和様より、「栃木県内の暴力団等の現状について」の講話をして頂いた。その講話の中では、近年、暴力団構成員が減少傾向にある一方で、「半グレ」と呼ばれる不良集団が増加している。彼らは暴力団をやめて、独自に

グループを作り、組織的に犯罪をおかしている集団である。また彼らは表のビジネスと裏のビジネスを使い分けているので、本来の姿が見えにくくなっている。そのため、気づかないうちに彼らとの関係をもつ可能性もあるので、十分に気をつけるようにとの注意があった。

さらに今年度は司法書士法違反の疑いで逮捕された行政書士の事件について新聞記事を用いてご説明頂いた。

最後に、平成29年度の事業についての検討を行い、不当要求及び不当介入に関する質問と意見交換が行われた。

（暴力団等排除対策委員会委員 オブライエン奈美）

株式会社研修会 第1回

9月14日金曜日、中小企業支援部主催の「株式会社に関する研修会～第1回創業～」が開催された。

定款の作成・認証から設立まで行政書士ができる手続きとは、司法書士から見た設立登記申請に使える定款とはどんなものか、なぜ会社の種類を株式会社にするのか、など株式会社設立のための基礎知識がテーマ。講師は行政書士・司法書士の柴田利夫会員。



今回の研修のポイントは会社設立登記の実務に精通する司法書士を講師に迎えた点である。本屋で市販されている2000円程度の参考書には書かれていない内容を受講者にお届けできなかったのではないだろうか。登記に至るまでの会社設立手続き

を受任したことがある会員は多いであろう。参考書のとおりになれば設立は簡単にできてしまうが、今回の研修で我々行政書士が参考書だけで設立手続きを代行するのは危険であることが再確認できた。会社法が資格試験でかなりのウェイトを占める司法書士ならではの解説であったと思う。

設立手続きに多少は携わったことがある私だが、受任に際して気を付けるべきことを改めて確認させられた。以下に列举する。

- ①聞き取り・面談から依頼人の意向と株式会社の整合性を判断する。出資割合・業務執行の決定権限から株式会社か持分会社か判断、設立しようとしている会社は本当に株式会社で良いのか？会社法の知識の補強が必要。
- ②不健全な目的（マネーロンダリング等）の設立なら受任拒否すべき。士業としての心構え。
- ③士業である以上法的効果に耐えうる書類を作らなくてはならない。登記に使えなければ意味がない。
- ④連携する他士業の方に相談しながら受任すべき。一人でできそうもなければ無理はしないこと。自分の力量を過信しないこと。

（中小企業支援部 綾部一成）

建設業研修会開催

9月21日（金）午後1時30分より、栃木県行政書士会館2階において建設業研修会が開催されました。

受講内容は、行政書士の主要業務である建設業に関する申請の基礎についてです。

はじめに、栃木県県土整備部監理課建設業担当課長補佐（グループリーダー）加藤茂様からご挨拶をいただき、（1）建設業法及び建設業許可について、主査 鈴木憲典様、（2）経営事項審査について、主任 横山省吾様、（3）入札参加資格申請における技術評価点数の改正等について、係長 時庭靖岳様にご講義いただきました。

今回は、建設業、経営事項審査、入札参加資格申請について基本的なことを中心にした、どちらかといえば初心者向けの内容でしたが、「解体工事業の新設に伴う経過措置等について」など、複

雑な内容についても、懇切丁寧に解説していただきました。

約1時間半という時間でしたが、たいへんわかりやすく、尚且つ内容の濃い研修会だったと思います。

今後も定期的に栃木県県土整備部監理課建設業ご担当者様をお迎えして、このような研修会を企画していきたいと思います。



（建設環境部 江藤正巳）

「土地利用入門」研修会実施

土地利用開発部では7月24日（火）10時30分より、本会2階において標記の研修を実施した。担当副会長の佐藤栄一先生が講師となり例年実施しているものである。新人研修とも言えるこの研修に毎回20名近い参加者があるということは、それだけの入会者が継続しているということであり、会としては心強いものがある。

土地利用関係の仕事に携わるうえでの、心構えともいえる事柄を実例に基づいて伝授しており、土地関係ならではの各種の落とし穴の実態や、客

質の品定めから、最後の集金段階まで詳しく解説しているので、この研修を受けた会員は知ったかぶりになってもいいから、自信满满で土地利用開発関係の仕事に取り掛かってほしいものである。



（土地利用開発部 秋葉憲司）

宇都宮市「ネットワーク型コンパクトシティ形成に向けた取り組みについて」研修会実施

土地利用開発部では宇都宮支部との共催で、7月24日（火）13時30分より宇都宮市都市計画課上田英雄係長、古田土拓麻主任主事、開発指導グループの大谷正弘様により、表記の研修を行った。



この研修は前にも一回行っているが前回は市街化区域、今回は市街化調整区域のローカルルールを変更するものであり、開発行為申請の代理を行う行政書士にとっては重要なファクトである。より中心部に建築を集約させようという趣旨で、以前には建築可だったものが今後は不可となる場合があるので、関係する行政書士は熱心に聴講していた。

（土地利用開発部 秋葉憲司）

市民法務部 シリーズ「相続」 第2回研修会開催

9月27日（木）午後1時30分から午後4時40分まで栃木県行政書士会館において、シリーズ「相続」第2回研修会が開催されました。

今回も2月に「信託に関する基礎知識」について講義をしていただきました本会会員であり、家族信託専門士でもある関野義明会員に「民事信託の実務について」をテーマに講義をしていただきました。

冒頭秋の臨時国会に「デジタルファースト法案」が提出されるとの情報提供がありました。行政手続のオンライン化を推進する法案とのことでした。許認可手続きは個人でも行えるものであります。法整備が進めば行政書士の許認可業務にも影響があるかもしれないとのことでした。実際に東京では、開業にあたりワンストップで開業手続きをすることができる東京開業ワンストップセンターが東京都主導で設置されているとのことでした。

しかしながら、信託はコンサルティング業務であり、行政手続きとは関係がない仕組みですので、業務の一部として取り入れていただければとのことでした。

まず初めに、第1部として民事信託の基礎知識と活用例を用いて講義いただきました。

信託は従来、商事信託だけで個人では関わることはできない制度でありましたが、平成19年に信託法が改正され、個人でも扱うことができるようになりました。しかしながら、あまり知られていなかったのが実情で、ここにきて最近新聞でも取り上げられ、今後ますます活用される状況となりました。

そこで、民事信託を使うメリットとはなにか。生前贈与、成年後見、遺言、遺産分割協議との比較で説明がなされました。また、人には様々なライフステージがあり、財産管理・資産継承に関して、民法で認められている制度では、それぞれのライフステージで問題の解決を図るには限界がある。しかしながら、民事信託は、これらの各ステージの悩みに対して、判断能力のあるうちに契約を締結することにより対応することのできる「新しい財産管理・資産継承」の仕組みであるとのことでした。

次に、信託行為（信託の方法）、信託種類、信託財産について解説がありました。

引き続き、一部活用事例を交え民事信託の代表

的な機能として意思凍結機能、物権の債権化機能、受益者連続機能、名義集約機能、財産分離機能、倒産隔離機能についてわかりやすく解説いただきました。

ここで、機能の一つであります物権の債権化についての活用例を紹介いたします。まず、信託を理解する上で最低限知っていなければならない登場人物があります。

1. 委託者（財産を託す人）
2. 受託者（財産の管理処分などを任される人）
3. 受益者（財産の利益を受ける人）

定めることができる者

1. 信託監督人（受益者のための監督を行う人）
2. 受益者代理人（受益者のために受益者の権利を行使する人）
3. 受益者指定権者（受益者を指定し、又はこれを変更する権利を有する者）

活用例1) 甲株式会社経営者X、Xの長男A、長女B、二男C

自社株のほとんどをXが所有。会社の後継者は長男Aに決定している。もし、Xが認知症等になってしまった場合議決権を行使できない。また、相続になった場合、株式は共有状態となり、BとCが経営に口を挟む可能性がある。

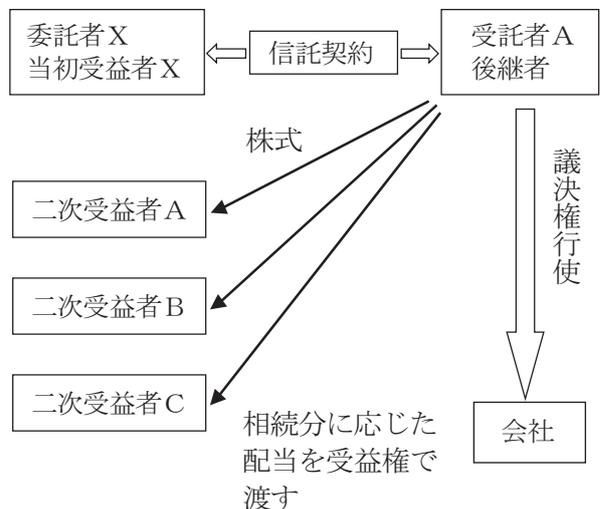
【民事信託を利用した場合】

委託者兼当初受益者：経営者X

受託者：長男A

二次受益者：長男A・長女B・二男C

委託者Xと受託者Aが信託契約を締結



信託契約を締結することによって、株券の所有権を「名義」と「受益権」に分割することによって、受益権を可分債権に変換でき、相続による所有権共有を回避することや受益権を譲渡することも可能となる。Xが認知症になってしまっても、株式の所有者である長男Aが議決権を行使し、会社の経営もストップしない。相続が発生しても引き続き長男Aが議決権を行使し、長女Bと二男Cへは、相続分に応じた自社株式の受益権を渡すことができる。

後半は、第2部として民事信託の実務について解説いただきました。

まず、民事信託を受任するにあたり必要なことは、事例に基づいた体系的な信託法務、税務を理解すること。そして大事なことは、自分一人でやろうとしないこと。受任した案件を確実に処理できるように、必ず他の専門家と連携を図ること。そして、民事信託は新しい仕組みのため、日々進歩しているので、時間や費用を惜しまずに他の専門家と積極的に交流して情報収集に努めることだ



そうです。

次に、業務の流れを説明いただきました。その中で、信託契約書を作成する上で、書籍やインターネット上のものを安易に利用することは大変危険であると力説されていました。あくまで信託契約書は、お客様の想いに沿ったスキームに基づいて作成してくださいとのことでした。

私たち行政書士は、権利義務又は事実証明に関する書類を作成する専門家として改めて心に留めておくべき心がけであると考えさせられました。

本日は、52名もの多くの会員に出席していただき、ありがとうございました。関野会員も申ししていましたとおり、民事信託はまだ、新しい分野ですのでひとりでも多くの会員の皆様が研鑽をつみ、チャレンジしていただければと思います。また市民法務部では、会員皆様の業務に役立つ研修を行っていきますので、こんな研修をやってもらいたいのご意見がありましたらお申し出ください。

(市民法務部 大橋勝典)



栃木会の	新規申出 (9月)	0名
申請取次行政書士の	更新申出 (9月)	1名
動向	申請取次行政書士 (9月末現在)	119名

※新規申出は面談の上、受け付けますので予約制となります。(予約先：028-635-1411)
 次回の予約締切日：10月31日(水) 受付日：11月14日(水) 時間は予約時に案内します。

★11月14日(水)は、午後1時30分より申請取次行政書士対象の研修会を開催いたします。
 そのため、新規申出の面談は午前中に行いますので、午後の研修会にもご出席ください。

※更新の書類締切は毎月15日です。

詳細は、会のホームページ-会員専用ページ-各種データ-事務局関連 をご覧ください。

【ご注意】顔写真は、証明写真(写真館または証明写真機で撮影したもの)のご用意をお願いいたします。
 (ご自分で撮影し家庭用プリンターで印刷したものは、影が入ったり、鮮明でないものがあり、入管で受付できないことが多いため)



【小 山】

終活セミナー開催

9月5日（水）、小山市中央公民館に於いて、同公民館が主催する「楽しく学べる終活セミナー」講座を小山支部が担当しました（講師：桐生会員）。

本講座は、小山市にお住まいの60歳以上の方を対象として開催している「小山地区シニア学級」の1コマであり、当日は37名の参加を頂きました。



桐生会員より、相続・遺言・終活に関する事例をふんだんに取り入れた資料と解説、また、改正民法の改正点についても解説があり、皆さん熱心に耳を傾けていらっしゃいました。



また、小山市の社会福祉協議会様からは「思いつむぎノート」「権利擁護あんしんサポートブック」の提供も頂き、参加者に豊富な情報提供ができました。

小山支部では、今後も地域自治体と連携して、市民の身近な相談相手となるべく事業を推進して参る予定です。

（支局長 高橋真知子）

【那 須】

第2回無料相談会

那須支部では9月9日（日）に第2回無料相談会を大田原西地区公民館（大田原市）で開催し、9月19日（水）には第3回無料相談会を友愛の森・アグリ情報館（那須町）で開催いたしました。参加会員はそれぞれ10名と8名でした。第2回無料相談会では農地転用に関して、また、第3回は遺産分割協議に関する相談がありました。今回は両日も気候も良く晴天だったこともあり行楽に出かけた方が多かったのか、相談件数は予想を下回りました。ただ、遺産分割協議に関するご相談は難しい問題をはらんでおり、考えさせられる点があり非常に勉強になりました。



（那須支部 支局長 村上文夫）

【小 山】

小山支部第3回理事会開催

9月12日（水）午後1時20分より小山市小山城南市民交流センター「ゆめまち」で第3回理事会が開催された。出席者は14名。本会に関する連絡事項、前回の理事会以降の小山支部における事業等の経過に関する報告事項の後、今後の具体的な事業の執行についての協議および懸案事項について（空き家対策問題・小山市開発審査基準改正要望等）協議が行われた。



（支局長 高橋真知子）

【足 利】

足利支部研修会 開催される！

「認知症などで判断能力が衰えると、財産が凍結されることがあると知っていますか？」

「『家族信託』とは、財産管理の方法の1つ。信頼できる家族に、財産を管理したり処分したりする権限を託す契約だ」

「家族信託の具体的な手続きはどうなっている



のか。まず、司法書士や弁護士、行政書士などの専門家に相談し、信託の設計や見積もりを作る」

少し引用が長くなりましたが、今年の2月21日付の朝日新聞に「元気なうちに財産を『家族信託』』というタイトルで掲載された記事です。私は恥ずかしながら「家族信託って？」「行政書士が専門家なの？」というレベルでした。その数日後に足利支部で開催した市民相談で「家族信託」に関する相談が持ち込まれました。

灼熱地獄の荒ぶる夏がやっとこすぎ去ったと思われる9月12日に、実にタイムリーだと思われる「よく分かる家族信託®」について佐野支部の関野義明会員を講師に迎えての支部研修会が開催されました。初心者に対する入門編だと思われる内容でしたが、なかなか難しいものでした

少なくとも、①1人で抱え込まずに他士業者などとのチームで対応する、②信託契約書は書籍やネットから入手した雛形を流用せずにオーダーメイドで作成する——の2点については肝に銘じて対応すべきだと、肝に銘じました。業務に対する基本的な姿勢は他の業務と異なる事無く、コーディネーター力の大切さを再認識しました。

タイムリーな研修テーマだと思われたものの参加者は支部役員10名、支部会員2名、他支部会員6名の計18名でした。少し？うんと？寂しい状況でした（執筆者の主観で諸説あり）。

関野会員におかれましては、終了後の懇親会にも出席いただきまして、感謝申し上げます。

また、研修会に先立つ7月21日に支部役員会が出席者8名で、こちらも少し寂しく開催されまして、この日の研修会に関する他に、10月13日の支部役員会、10月20日及び来年2月23日に市民相談会を開催することなどを決定致しました事を付記致します。

（足利支部支局長 杵渕 徹）

【塩 那】

支部役員会開催

9月14日（金）午後6時より矢板市生涯学習館2階第2研修室において、第2回塩那支部役員会が開催されました。

議事は（1）行政書士制度広報月間について、（2）支部無料相談会の実施について、（3）支部旅行について、（4）無料市民公開講座についての協議がなされました。



無料相談会の開催市町については、例年と同じくさくら市と矢板市において実施することに決定しました。

なお、例年同じであることから他の市町開催も今後の検討課題としました。

また、無料市民公開講座については、大変好評であり、参加者も年々増えてきていることから今回も高根沢町の「げんきあっぷ村」にて終活、相続等について当支部の松本会員に講師を依頼し、実施することに決定しました。

その外に、本会からの広報経費の支部助成についての申請案を提示し、協議した結果名刺サイズのマグネットに広報内容を印刷して作成することに決定しました。

今回は、都合により当日急遽欠席された役員も

おりましたが、残りの役員で熱心に協議されました。

（塩那支部長 村上和雄）

【栃 木】

第1回栃木支部役員会

平成30年9月26日（水）13時30分より第2回栃木支部役員会を栃木市公民館において開催。議題は下記のとおりです。

【議題】

- (1) 行政書士制度月間について
- (2) 藤岡町無料相談会及びPR活動について
- (3) 11月3日開催の三士会について
- (4) 支部研修会について
- (5) 支部広告費の利用について
- (6) 市民公開講座について
- (7) その他

支部研修会では、11月9日（金）において、「民事信託の基礎」研修を開催いたします。

また今後、相続基礎研修を複数回予定しております。支部研修会に参加いただき、内容の再確認や理解を深めていただければ幸いです。



（支局長 大塚文子）

確認しましょう！ 最低賃金

栃木県最低賃金が **時間額 826円** に！

— 改正発効は **平成30年10月1日から** —

栃木県最低賃金は、栃木県の区域内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。なお、特定の産業には、特定最低賃金が定められています。

詳しくは、栃木県労働局労働基準部賃金室（028-634-9109）又は最寄の労働基準監督署にお問い合わせください。

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も。



栃木県行政書士会カレンダー（11月）

日	予 定	時 間	主 催
1	木 総務部会	13:00～	総務部
3	土 三士会無料相談会	10:00～15:00	
5	月 行政書士試験説明会	13:30～	
6	火 行政書士試験説明会	13:30～	
7	水 市民相談 行政書類（遺言など） （於：足利市役所 1 階市民相談室）	13:00～16:00	足利支部
8	木 丁種封印 指定研修兼事前研修会	13:30～15:00	運輸交通風営部・封印管理委員会
10	土 コスモス入会前研修	9:00～16:00	（一社）コスモス税務視察ポータルセンター
	東京入管宇都宮出張所相談会	10:00～	国際部
11	日 行政書士試験		
12	月 広報部会	13:30～	広報部
	正副会長と総務部の合同会議	13:00～	総務部
	東京入管宇都宮出張所相談会	10:00～	国際部
	行政書士無料相談 （於：宇都宮市役所 2 階市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮支部
13	火 東京入管相談会	9:30～	関地協
	市街化調整区域の開発行為研修会	13:30～15:00	土地利用開発部
14	水 T I A 相談会	10:00～	国際部
	申請取次新規受付	10:30～	申取管理委員会
	報告書確認	13:30～	封印管理委員会
	申請取次研修会	13:30～	申取管理委員会
	外国人在留資格無料相談 （於：足利市生涯学習センター会議室）	13:00～16:00	足利支部
15	木 株式会社に関する研修会第3回「中小企業の事業承継の基本的な考え方について」	13:30～15:00	中小企業支援部
19	月 U C I A 相談会	15:00～	国際部
20	火 公証人による研修会「公正証書契約書の作成について」	13:30～	市民法務部
21	水 K I F A 相談会	10:00～	国際部
	国際部会	13:30～	国際部
	一日合同行政相談（小山）	10:30～15:00	制度推進部
	行政書士専門相談（於：小山市役所本庁舎地下 1 階市民相談室）※要事前予約 （予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
22	木 行政書士専門相談（於：下野市保健福祉センターゆうゆう館会議室）※要事前予約 （予約問い合わせ：小山支部 生田目会員 0285-52-2350）	10:00～12:00	小山支部
24	土 コスモス入会前研修（考査）	9:00～	（一社）コスモス税務視察ポータルセンター
25	日 市民プラザ無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア 5 階市民プラザ）	13:00～16:00	宇都宮支部
28	水 制度推進部会	10:00～	制度推進部
	行政書士専門相談（於：小山市役所本庁舎地下 1 階市民相談室）※要事前予約 （予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
	行政書士専門相談（於：野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室）※要事前予約 （予約問い合わせ：小山支部 田村会員 0285-45-0297）	10:00～12:00	小山支部

日行連だより



日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連No.	受信日付	文書の表題
606	18.9.4	封印取付け委託要領等の改正について（周知）
617	18.9.7	平成30年9月分会費納入について（お願い）
608	18.9.7	森林の土地の所有者となった旨の届出制度について（周知協力）
627	18.9.7	軽自動車OSS利用にあたっての事前準備資料について（周知）
626	18.9.7	自動車保管場所証明申請に関する警察庁通達について（周知）
635	18.9.11	「単位会が実施する研修への講師派遣対応」に係る要望調査について（お願い）
656	18.9.19	会則改正に伴う登録申請時の添付書類の変更について（お知らせ）
676	18.9.21	消費税の軽減税率制度の周知協力及びアンケートの実施について（再・追加協力依頼）
689	18.9.25	中央研修所研修サイトVOD講座「平成30年度コンプライアンス研修『職務上請求書』」の更新について
701	18.9.26	『ユキマサくん学習帳』の送付について
702	18.9.26	平成30年度特定行政書士法定研修における災害対応に係る追加的措置が発生する場合について



森林の土地の所有者となった旨の届出制度について

～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。

詳細は、当会HP会員専用「トピックス」に次の資料がアップされておりますので、ご覧下さい。

- ・森林の土地の所有者届出制度の概要.pdf



軽自動車OSS利用にあたっての事前準備資料について

～日行連より～

今般、軽自動車検査協会より、日行連に対し軽自動車OSSポータルサイトの設定等、軽自動車OSS利用時にあらかじめ準備が必要な事項が取りまとめられた資料の提供がありました。軽自動車OSSについては、平成31年1月より、まずは継続検査を対象としてスタートいたしますが、開始当初より円滑な対応ができるよう、準備の大まかな流れを記載したものとなります。

詳細は、当会HP会員専用「トピックス」に次の資料がアップされておりますので、ご覧下さい。

- ・軽自動車OSS利用事前準備資料について.pdf
- ・軽自動車OSS利用にあたっての事前準備について.pdf
- ・別添 税・手数料別納付方法別対応金融機関一覧.pdf
- ・参考 平成30年末の事前準備スケジュール.pdf
- ・軽自動車OSS利用規約.pdf



自動車保管場所証明申請に関する警察庁通達について

～日行連より～

警察庁より、平成30年7月24日付で、自動車保管場所証明申請等の適正化に関する通達が発出されておりますのでお知らせいたします。

申請等の際に規則に定められた必要書類が全て提出されているのであれば、当該申請等を適切に受理しなければならないことを基本的な考え方とし、使用権原疎明書面や規則の定めのない添付書類の取扱いなどを定めています。

詳細は、当会HP会員専用「トピックス」に次の資料がアップされておりますので、ご覧下さい。

- ・自動車保管場所証明申請警察庁通達.pdf



農地法第4条第1項の規定による指定市町村の指定について

～栃木県農政部長より～

指定に伴い、平成30（2018）年10月1日以降、宇都宮市の区域内の全ての面積の農地転用に係る権限が宇都宮市長に移譲されます。

当会HP会員専用「トピックス」に次の資料がアップされておりますので、ご覧下さい。

- ・農地法第4条第1項の規定による指定市町村の指定について.pdf



『行政書士法コンメンタール』（新9版）を購入された方へ

～北樹出版より～

『行政書士法コンメンタール』（新9版）を購入された方に向け北樹出版より書籍の交換に関する連絡がありました。

詳細は、当会HP会員専用「トピックス」に次の資料がアップされておりますので、ご覧下さい。

- ・行政書士法コンメンタールのお詫び.pdf

ネットコアなら！

自分に合った申請方法で 簡単に 経営状況分析！

必要書類を郵送！

郵送申請



こんな人におすすめ！

- 手元に書類が揃っている
- 送るだけの簡単申請がしたい

必要書類をデータで送信！

電子申請



こんな人におすすめ！

- 分析の進捗状況を確認したい
- 分析を急いでいる

必要書類を持参！

持ち込み申請



こんな人におすすめ！

- 経営状況分析がよくわからない
- とにかく急いでいる

分析手数料 13,000円(税込)*郵送料・振込手数料不要

資料請求は弊社HPか下記の電話番号まで！

Net-Core

国土交通省登録経営状況分析機関(登録第8号)

Tel:028-649-0111 Fax:028-649-0303

〒320-0857 宇都宮市鶴田2-5-24 クレイズ21 1F-A

詳しくは株式会社ネットコアで検索！

株式会社ネットコア





「産業廃棄物処理業等に係る診断書等作成特別研修会」修了証更新制度の導入について

栃木県行政書士会 建設環境部

◆栃木県行政書士会特別研修規則の制定（平成30年6月14日施行）

特別研修会の修了証が初めて発行されてから15年が経過しました。以降、幾度か関係法令の改正が行われております。専門的知識を有する者として資質能力が保持されるよう努める必要がありますが、この能力担保の維持のため、平成30年度第2回理事会（平成30年6月14日開催）において、修了証の有効期間を設け更新制度を規定する規則を制定しました。

規則は、会員専用ホームページに記載されておりますので、ご覧ください。

◆修了証更新制度の概要

1. 修了証に5年間の有効期間が設けられました。

修了証の有効期間は、修了証の交付日が属する事業年度の翌事業年度から起算して5年後の事業年度終了の日までとし、当該期間内に修了証の更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失います。

【例】

2018年度 2018.4~2019.3 (0年目)	2019年度 (1年目)	2020年度 (2年目)	2021年度 (3年目)	2022年度 (4年目)	2023年度 (5年目)	2024年度 (6年目)
修了証発行年度	—————				—————→	×4/1 失効

2. 修了証の更新には、有効期間内に特別研修会を受講する必要があります。

栃木県行政書士会が開催する特別研修会を受講し、下記の全科目を修了しなければなりません。この研修会は従来どおり年1回の開催予定です。新規受講者と同じ研修内容になります。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律概要
- (2) 産業廃棄物処理業等の許可申請の実務
- (3) 財務諸表に基づく経営分析
- (4) 経営診断書作成の実務

有効期間内であれば、どの年度の研修会でも受講可能ではありますが、修了証の有効期間は、研修会を受講した年度を基準に新たに起算されますので、ご注意ください。

【例】

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
修了証発行年度	有効期間										
					★受講	有効期間					
				★受講	有効期間						
			★受講	有効期間							
		★受講	有効期間								
	★受講	有効期間									

3.有効期間内に特別研修を受講できなかった場合

新規の受講が必要になります。

4.2017年度までに本会が開催した研修会を受講し、修了証の交付を受けている方

(1)研修会の受講について

修了証のNo.に応じて下記が有効期限となりますので、更新する場合は研修会を受講下さい。
(→栃木県行政書士会特別研修規則「経過措置」)

修了証No. 第001号～第070号	有効期限：2020年3月31日
修了証No. 第071号～第140号	有効期限：2021年3月31日
修了証No. 第141号～第210号	有効期限：2022年3月31日
修了証No. 第211号～第280号	有効期限：2023年3月31日
修了証No. 第281号～第347号	有効期限：2024年3月31日

(2)新しい修了証（有効期間の記載あり）の発行について

新しい修了証を新たに発行いたします。本年11月末日までに各位の事務所宛に配達証明郵便でお送りいたします。現在お持ちの修了証は、2019年1月1日からは使用できなくなりますので、ご注意ください。

5.2018年度の研修会開催日

2019年 1月24日（木） 9：30～16：40

※研修会の詳細案内及び申込書は、行政書士とちぎ12月号に掲載予定です。

◆新修了証（有効期間記載あり）の運用開始日

産業廃棄物処理業等に係る診断書等作成において特別研修会の修了証の添付が必要とされる場合、下記の日より新しい修了証の添付が必要です。

2019年 1月 1日





今月は那須支部の行政書士くま田事務所の熊田慎一会員の事務所におじゃましました。

氏名 熊田 慎一 (くまだ しんいち)
事務所名称 行政書士くま田事務所
所在地 大田原市上奥沢194番地2
入会日 平成27年6月1日



熊田会員は那須支部の理事として大きな役割を果たされています。また、前支局長として那須支部の活動を幅広く発信していただきました。那須支部会員の信頼も厚く、役員会などでは積極的に建設的な意見を出してくださり、また、那須支部の無料相談会等の行事にも積極的に参加くださり、支部活動ではなくてはならない存在です。勉強熱心で、常に依頼者のことを考えている姿に、熊田会員の勤勉さを感じております。昨年度行われたコスモス成年後見の研修で一緒にさせていただき、休み時間等に色々とアドバイスをいただき熊田会員の温かさ、誠実さをより身近に感じました。那須支部で益々活躍される会員のお一人です。そんな熊田会員の事務所におじゃましました。

1. 行政書士になったきっかけについて教えてくださいませんか？

10年ほど前まで測量関係の仕事をしていました。当時、開発行為関係の業務に従事していたことから、行政書士については関心はありました。

子供も中学生になり、時間が取れるようになったので、何か資格を取ろうと思い行政書士試験に挑戦して今に至ります。

2. 業務を行う上で気を付けていることはありますか？

まだまだ駆け出しではありますが、お客様との対話を大切にしています。

特に相談に来られるお客様とは、なるべく時間を取るよう心がけています。

相続に関しては相談に来られる方が多く、何度か相談に来られてから依頼される方も多いので気を付けています。

もう一つは業際については常に意識して業務にあたっています。

3. 休日はどのように過ごしていますか？

このところ、太り気味なのでなるべく運動するように心掛けています。

最近の流行りに乗かって、趣味でロードバイクに乗るのですが、県北部は自転車好きには良いスポットがたくさんありまして、那須岳方面に坂を上りに行ったり、矢板方面に坂を上りに行ったり、黒羽方面に坂を上りに行ったりしてありますが、あんまり痩せません。やはり、走ったり、歩いたりしたほうが痩せるみたいです。

4. 最後に一言ありますか？例えば、どのような行政書士になりたいとか？

那須支部は先輩方に恵まれていまして、本当にお世話になりながらここまでやって来れました。

自分がしてもらったように、これから入会してくる方や若い世代に恩を返していきたいと思いません。具体的な目標としては10年後も行政書士を続けていること目指しています。

[おじゃましました]

とても誠実な熊田会員とお話しさせていただき、清々しい気持ちになりました。熊田会員にはお忙しいところ、本当に有難うございました。

(支局長 村上丈夫)





今回の支局かわら版は塩那支部（さくら市・矢板市・高根沢町・塩谷町・那須烏山市・那珂川町）の担当です。毎年2月の市民公開講座でもお世話になっている高根沢町「元気あっぷむら」をご紹介します。

「元気あっぷむら」は豊かな自然に囲まれた食と健康のための複合施設で、平成9年5月にオープンしました。



「元気あっぷむら」の最大うりは天然温泉です。毎分400リットルの湯量を誇る、身体にやさしい弱アルカリ性のナトリウム塩化物温泉で、入浴料も620円（午後5時まで、それ以降は410円）ととってもリーズナブルです。露天風呂、サウナルームも完備で温泉好きにはたまりません。



施設内は飲食店も充実、ジェラートも楽しめます。他、施設内には研修室もあり、塩那支部の市民公開講座も多目的ホールをお借りし、例年実施しています。

また皆様には是非挑戦して頂きたいのが、素足健康ロードです。



1周111mあるコース一面に石が敷き詰められています。単に敷き詰めてあるのではなく、きちんと東洋医学に基づき設置されています。

歩くと悶絶間違いなしですが、歩いた後は血行が良くなりすっきりした気分になれます。

是非、短い距離でも挑戦してみてくださいはいかがでしょうか。

宿泊施設もありますので、日常の喧騒を離れてゆっくりと過ごすことができます。まさに「元気がアップ」すること間違いなしの施設です。

皆様のお越しをお待ちしています。

施設内容の詳細及び営業時間、休館日等の情報は下記ホームページにてご確認ください。

〒329-1212

栃木県塩谷郡高根沢町上柏崎588-1

TEL 028-676-1126

<https://www.genki-up.info/>

(支局長 岡村浩雅)



© 高井研一郎



各地の台風災害および9月6日に発生した北海道胆振東部地震において、被災された多くのお取引先様、関係各位並びにご家族の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

この所思うのですが、今年は災害の発生が異常なくらい多いと思いませんか？どのくらい多いのか、少し振り返ってみました。

- ・ 1月～2月にかけての「平成30年豪雪」
- ・ 4月9日に発生した震度5強の島根県西部地震
- ・ 6月18日に発生した震度6弱大阪府北部地震
- ・ 記録的な猛暑により7月に133名が死亡
- ・ 西日本を襲った平成30年7月豪雨
- ・ 近畿地方に甚大な被害をもたらした台風21号
- ・ 9月6日に発生した北海道胆振東部地震

羅列してみると、過去にないぐらいの勢いで自然災害が発生している感じがします。正直な所、「日本はどうなってしまうんだろう」と感じております。私と同様に不安な気持ちを抱えている人も多いと思います。

それと同時に、災害の振り返りをしながら、自分の記憶が薄れている事に気がついて、愕然としました。

ここ数年の災害も調べてみましたが、わずかに数年間の間でさえも「あー、そういえば〇〇地震があった」とか、「河川の氾濫の後の復興はどうなんだろう」とか、「火山活動があって、立ち入り禁止になっていたけど、その後どうなったのかさえ知らない」とか、山ほど出てきました。

あまりの災害の多さに慣れてしまったせいなのか、それとも連続して災害が発生しているせいなのか、自分が歳を取って物忘れが多いせいなのか、理由はよくわかりませんが、なにせよ災害のあった事や内容すら記憶が薄れている様な気がします。

被災者の方々であれば、忘れたくても忘れられない大事件だと思います。ある意味、自分が被災していないという、どこか他人事と感じている部分が少なからずあるのかもしれませんが。

ただ、今回北海道胆振東部地震の映像を見て、7年前の東日本大震災を思い出しました。当時、

計画停電でローソクだけで夜を過ごしたり、暖房がなく布団にくるまって寒さをしのいだりしていました。ガソリンも入手が困難で、長蛇の列に並んだ記憶があります。

そんな事を考えていたら、最近災害の備えをしていない事に気がつきました。あの当時、嫌と言うほど、災害が起きた時の為に「電池が切れると困るから、普段から多めに買い置きしておこう」とか、「水も無くなると困るから、多めにストックしておこう」とか思っていたのに、今は当時の苦労をすっかり忘れて、何もやっていないことに気がつきました。

「のど元過ぎれば熱さ忘れる」ではないですが、結局時間が経過してしまうと備えすらも忘れてしまう自分のだらしなさに今は反省しております。皆様も、災害への備え、十分にされていますでしょうか？今一度、確認するべきだと思います。

また、昔を思い返してみても気がついたのですが、最近の災害では、「自粛モード」がない様な気がします。東日本大震災以前では、様々な自粛モードがあった様な気がします。最近の災害では、むしろ、経済が停滞しないように、積極的に消費をしたり、ボランティア活動や現地支援をしようという傾向さえ感じられます。

私ごときが偉そうな事は言えないのですが、多くの方々が「どんなにつらい境遇でも勇気を出して立ち上がって前向きに頑張れば、復興ができるんだ」ということを肌感覚で知っているのかもしれない。そういう方々が増えた事で、ボランティア活動や現地支援等が進んでいるのかもしれないね。

私も微力ながら、ボランティア活動や現地支援等はもちろん、仕事にもこれまで以上に精力的に取り組んで税金を払い、被災された方々を応援していきたいと思っております。被災された方々には、なんとかこの危機を乗り越えていってもらえれば、と願っています。

(鹿沼支部長 小太刀庸恭)

丁種封印 指定研修兼事前研修会

運輸交通風営部・封印管理委員会 共催

○開催日時
平成30年11月8日（木）13:30～15:00

○開催場所
栃木県行政書士会館2階

○内 容

この研修は「栃木県行政書士会 封印業務の受託に関する規則」に定められている丁種会員が受講しなくてはならない指定研修と、新たに丁種会員となることを希望する方向けの事前研修を兼ねた研修会です。

研修会終了後、効果測定を行います。新たに丁種会員となることを希望する方は、効果測定での合格が必要となります。ただし、下部に記載あるとおり、3年以上の実務経験を有すると封印管理委員会が認めた場合は効果測定が免除されます。

○対象者
会員

○研修会講師
栃木運輸支局 担当者

○受講料
無料

○締め切り 平成30年10月26日（金）

※ 丁種会員になるための要件

- 一 栃木県行政書士会 封印業務の受託に関する規則 第10条に定める事前研修を修了すること。
- 二 本会が定める効果測定に合格すること。または自動車登録に関し3年以上の実務経験を有していると本会封印管理委員会が認めた場合。

再掲載

3年以上の実務経験を以って効果測定合格免除を希望される方は、締め切り日の10月26日までに事務局までお問い合わせ下さい。

市街化調整区域の開発行為研修会

土地利用開発部 主催

○開催日時 平成30年11月13日（火）13:30～15:00

○開催場所 栃木県行政書士会館2階

○研修内容 市街化調整区域の開発行為の基礎を学びます

○対象者 会員、補助者

○講師 行政書士 秋葉 憲司

○受講料 500円

○テキスト 「栃木県開発許可事務の手引き（平成30（2018）年4月）」栃木県県土整備部発行をご用意下さい。

この手引きは、栃木県庁県民プラザや、地方合同庁舎の生協売店でも有償頒布されている他、県土整備部のホームページからダウンロードできます。

○締め切り 11月7日（水）

**研修
詳細****シリーズ「株式会社に関する研修会」 第3回**

～「中小企業の事業承継の基本的な考え方について」～ 中小企業支援部 主催

- 開催日時 平成30年11月15日(木) 13:30～15:00
- 開催場所 栃木県行政書士会館2階
- 内 容 中小企業にとって、喫緊の課題である事業承継に係る「第1 基本的な考え方について」「第2 税制・補助金について」、これらスキルをマスターし、中小企業の羅針盤となりましょう。
- 講 師 栃木県事業引継ぎ支援センター 統括責任者 大森 治 氏
- 対 象 者 会 員 (補助者の方は受講できません。)
- 受 講 料 無 料
- 締め切り 平成30年11月8日(木)

**研修
詳細****公証人による研修会「公正証書契約書の作成について」**

市民法務部 主催

公証人を講師にお招きする研修会を毎年開催しておりますが、今年は公正証書とする契約書についての内容です。

2020年4月1日から「民法の一部を改正する法律」が施行になることを受け、10月22日の民法(債権法)研修会では法解釈の内容で企画しました。今回はその法改正により契約書の作成において注意すべき点も含めて、具体的な内容を佐藤公証人にご講義いただきます。

新しい債権法の施行前に、会員皆さんが余裕を持ってご準備できるようにとこの時期の開催にしましたので、ぜひこの機会に受講されますよう、多くの申込みをお待ちしております。

- 開催日時
平成30年11月20日(火) 13:30～(質疑応答含め120分程度)
- 開催場所
栃木県不動産会館大会議室(3階)(住所 宇都宮市西一の沢町6-27 宅建協会の建物)
- 研修内容、講師
「公正証書契約書の作成について ～民法改正による注意点を含めて～」
講師 佐藤孝明 公証人(宇都宮公証センター所属)
- 対 象 者
会員、補助者
- 受 講 料
500円
- 締め切り
11月15日(木)

※受付は13時開始です。それ以前の不動産会館への入場はお控えください。

※会場で湯茶の提供ができませんので、必要な方は持参してください。

※駐車場は、「行政書士会の大駐車場」「不動産会館の大駐車場」をご利用ください。

不動産会館前の駐車スペースには駐車しないでください。

募 集

研修会申込書

申込欄に○を付けFAX願います。(FAX: 028-635-1410)

研修名	受講料	申込 ×切	申込		テスト 申込	昼食 ¥500 程度
			会員	補助者		
11/8 丁種封印 指定研修兼事前研修会	無料	10/26			—	—
11/13 市街化調整区域の開発行為研修会	500円	11/7			—	—
11/15 シリーズ「株式会社に関する研修会」第3回 ～「中小企業の事業承継の基本的な考え方について」～	無料	11/8			—	—
11/20 公証人による研修会 「公正証書契約書の作成について」	500円	11/15			—	—
12/6 新シリーズ「相続」研修会(第3回)	500円	12/3			—	—

支部名		会員氏名	
FAX		補助者 氏名	

- ※ 補助者のみの出席の場合でも会員名を記入してください。
- ※ 補助者のみの出席の場合は申込欄の「補助者」に○を記入し、会員と補助者が出席する場合は「会員」と「補助者」の両方に○を記入してください。
- ※ 研修会申し込み後、やむを得ず欠席される場合は、早めに事務局までご連絡下さいますようお願いいたします。

財務経理部からのお知らせ

10月は会費の納入月です。口座引落としの方は残高不足にご注意下さい。
 なお、会費については10月末日までに10月～12月分までの会費を
 納めることとなっております。(当会会則第20条第3項)
 皆様の御協力をお願い致します。

引落日

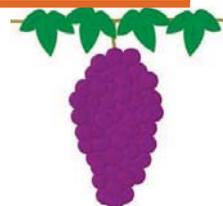
T-NET 申込の方、ゆうちょ銀行引落の方 → **10月29日(月)**
 上記以外の方 → **10月25日(木)**

栃木県行政書士会会則

第20条第3項 会費は、3か月を1期とし、4期に分納するもの
 とし、当初月末までに納入しなければならない。

納入期日(今回は第3期分に該当します。)

第1期分(4月～6月) → 4月末日
 第2期分(7月～9月) → 7月末日
第3期分(10月～12月) → 10月末日
 第4期分(1月～3月) → 1月末日





栃木支部主催研修会のご案内

(協力支部:小山支部)

絶対に聞きたい！ 今、新聞・テレビで話題の「民事信託」の話

財産管理の新手法、「民事信託の基礎」を学び、
終活生前対策や相続対策の相談の際の選択肢を増やしていきましょう!!

- 開催日時 平成30年11月9日(金) 16:00～17:30
- 開催場所 栃木サンプラザ(栃木市片柳町2丁目2-2) 1階 芙蓉の間
- 研修内容 「民事信託の基礎」
講師 栃木県司法書士会副会長、民事信託推進センター理事
司法書士・行政書士 高橋宏治 会員
- 受講料 無料
- 定員 先着 100名
- 申込先 栃木支部 支部長 根岸慎治
FAX 0282-88-0794 E-mail: dwnrb636@ybb.ne.jp

申込締切 平成30年10月31日(水)

他支部の会員の方も受講でき、大歓迎します。

- 研修会終了後、18:00から、同所にて、懇親会を開催します。
懇親会会費 5,000円 (栃木支部会員の会費につきましては、別途ご案内します。)
- 研修会、懇親会の両方参加、あるいは、どちらか片方だけの参加でも結構です。

栃木支部研修会(平成30年11月9日開催)申込書

支部名		氏名	
連絡先			

参加希望を下記に○をつけてください。

1研修会	<input type="checkbox"/>	2懇親会	<input type="checkbox"/>	3研修会・懇親会	<input type="checkbox"/>
------	--------------------------	------	--------------------------	----------	--------------------------



戦国大名に見る「生涯現役」とは



1、命あつての戦国時代

平成30年のNHK大河ドラマは、3年ぶりに幕末・明治維新が舞台で、西郷隆盛が主人公です。脚本は名手中園ミホなので、安心して観られそうです。大河ドラマのここ4年は「花燃ゆ」を挟んで「軍師官兵衛」「真田丸」「女城主直虎」と3作が戦国時代をテーマにしていました。戦さに明け暮れたこの時代を駆け抜けた人物のなかには、ドラマの中心にははならずとも夫々の生き様で生涯を全うした3人の武将がいました。

現代の価値観でいえばそのうちの2人は卑怯、臆面ないと言われる生き方を通しました。しかし一度生を受けた命は、何があってもどんな生き方をしても法に触れない限りオンリーワンの大切な人生です。戦国時代の平均寿命は推定20歳で、これは乳幼児の死亡率が異常に高かったせいもありますが、その中で先ず長く生きたこと自体、讃えられてよいのではないのでしょうか。

桶狭間で織田信長に討たれた父の仇の前で舞いを披露した北条氏真、主君を替えながら時代を切り抜けて天寿を全うした藤堂高虎、そして前記二人とは真逆の、関ヶ原の戦いでは西軍に属して一度は領地を没収されながら唯一実力で敗者復活した立花宗茂、この3人の武将の足跡を比較して、歴史に名を残すとはどういうことなのか、そして今日に通ずる命の大切さを考えてみました。

2、海道一の弓取り息子から御伽衆に

駿河、遠江、三河の東海三国に君臨した父の今川義元が上洛の軍を進めながら織田軍に敗れて討死した時、跡継ぎの氏真は22歳でした。昨年の大河ドラマ「女城主直虎」では、浅丘ルリ子が演じた祖母寿桂尼に頼りっきりで文弱な暗君というイメージの氏真役を尾上松也が好演しました。ただ平安貴族に生まれていれば、持ち前の和歌、連歌、蹴鞠などの技芸に通じた文化人としてきっと名を成したに違いありません。

武田、北条に加えて織田を後ろ盾に台頭してきた徳川。この3大勢力に囲まれて、すり潰されるように領土を失い、最後は家康の庇護を受けることになる氏真。恥を忍んで後半生を過ごしましたが、奥方の早川殿（北条氏康の娘）とは晩年まで連れ添い、大阪冬の陣の年まで存命し77歳で没しました。早川殿はその2年前に亡くなっており、まさに流転の夫婦春秋であったようです。

家康から受けた最後の知行は五百石に江戸屋敷を加えた微禄ながら、夫婦とともに老いを迎えた戦国武将は少なく、趣味に生きられた点幸せだったのではないのでしょうか。

3、八人主を代え候

北近江を支配した戦国大名浅井長政の足軽からスタートした藤堂高虎は、八度主人を代えながらそのたびごとに飛躍し、最後は32万3千石の大々名に至り、75歳で病没しました。節操の無い奴との陰口を尻目に、高虎としては持ち前の才覚と、時勢を読む嗅覚を最大限生かして懸命に生きたというべきでしょう。とくに築城技術に長け、また歴戦の証しとして体中に刀槍の傷があったといます。無節操とは江戸時代に入って儒教が武士の間に浸透するにつれて言われた考え方ですが、それ以前、とりわけ戦国時代は、何度も主君を替えることは卑しいことでも何でもなく、むしろその才覚が買われている場合が多かったのです。

4、西国無双の弓取り

小田原征討の際、豊臣秀吉が「東の本多忠勝、西の立花宗茂、天下無双」と二人の武将を激賞しました。豊臣方に属して九州攻めなどで抜群の功を立てていた立花宗茂は、戦さ上手に加えて優れた人格と器量を併せ持ち、多くの美談を残しました。そして宗茂の「武士のなかの武士」という涼やかな人間性は多くの作家が注目し小説の題材として取り上げています。

極め付きは関ヶ原の戦い前夜、法外の恩賞で東軍につくよう徳川家康に懇願されましたが「秀吉公の恩義を忘れて東軍に靡くなら自ら命を絶つ」として拒絶し、西軍に属して戦史に残る軍功を挙げながら拠点の九州・柳川を開城し、改易され浪人となりました。しかし元々家康にその人柄を愛されていたうえ多くの大名の支援もあって、5千石の幕府役職から始まり、奥州棚倉1万石の主となり累進して足掛け20年の後、いま柳川10万9千余百石の旧領に復帰しました。

1642年、江戸で76歳の生涯を終えましたが、その復活劇は歴史に燦然と輝いています。宗茂に実子は無く養子の忠茂は弟直次の四男でした。庭園で有名な「御花」は三代目鑑虎（あきとら）が造営したもので、立花家を偲ぶ観光名所として今も親しまれています。

5、さまざまな生涯現役

以上、3人の武将の数奇な人生を駆け足で眺めました。3者とも生涯現役でした。たかに生を全うしています。貴方ならどの生き方を是としますか。健康長寿そのものを目標とする人たちが激増していますが、行政書士は「生涯現役」のなかで社会の一隅を照らしつつ過ごしたいものです。

（足利支部 吉沢文雄）

第8回 ゴルフ愛好会ゴルフコンペ 結果のご報告

去る9月19日(水)、さくら市のセブンハンドレッドクラブにおいて8回目となる愛好会のゴルフコンペを開催致しました。

抜けるような青空に風も無いさわやかな気候で、今年の不順な天候が嘘のようなゴルフ日和になったのは、普段のおこないの良い9名の参加者のお陰だと思えます。

ゴルフ場のコンディションもとても良く、鮮やかな緑色のコントラストの中にトンボが舞い、バッタが佇んでいる自然の中でのラウンドは、日頃の疲れを癒してくれるものでした。

今回も女性が2名参加され、和やかに楽しく1ショット、1パットに一喜一憂しながら交流を深めることができました。共通のスポーツでの交流は、支部や行政書士歴などとは無縁なことから、



すぐに打ち解けられるのが魅力であると思えます。

新ペリアという競技方法であるため、今回は驚くほど隠しホールのハンデに恵まれた私が優勝という結果になりましたが、毎回誰が優勝するかわからないのも、順位を気にすることなくラウンドしてパーティーの場で結果に驚くのも、また愛好会の楽しい部分でもあります。

来年もまた9月に企画したいと考えておりますので、このコンペに参加されたことのない会員の方も、ご都合が合いましたらお申し込みくださることを期待しております。

結びに、参加していただいた皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

(発起人 青木勇夫)

第8回 愛好会ゴルフコンペ結果 (新ペリア・トリプルボギーカット)

賞	氏名 (支部)	グロススコア	ハンデ	ネットスコア
優勝	青木勇夫 (栃木支部)	109 (inコース55, outコース54)	32.4	76.6
準優勝	原 幹雄 (那須支部)	99 (inコース49, outコース50)	21.6	77.4
第3位	綾部一成 (栃木支部)	94 (inコース46, outコース48)	15.6	78.4

おかげさまで 民間分析機関
(平成30年9月現在 弊社調べ) 受付実績 **No.1**

建設業経営状況分析は ワイズ公共データシステムへ

選べるプラン

分析料金
9,000円~
(税込)

急ぎでも OK

結果受取まで
最速3時間

24時間365日

支払・受取
コンビニで

※記載の所要時間については、即日コース + 電子申請 + コンビニ受取を選択の場合です。

wisePDS

株式会社
〒380-0815 長野市田町2120-1 営業所：北海道 / 大阪 / 福岡

TEL 026-232-1145

栃木県行政書士会員の動き

【入会】

(平成30年9月30日現在)

写真	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事務所名	電話	備考
				所在地		
	宇都宮	H30.9.1	329-0603	小池学行政書士事務所	0285-50-6110	
	小池 学			河内郡上三川町大字東蓼沼 1090-2		
	佐野	H30.9.1	327-0044	行政書士奥澤事務所	0283-20-6106	
	奥澤 宏彰			佐野市下羽田町 2001-3		
	小山	H30.9.1	323-0804	行政書士もとはし法務事務所	0285-49-3311	
	本橋 俊一			小山市大字萱橋 817		
	小山	H30.9.1	323-0025	関行政書士事務所	090-4736-2403	
	関 伸朗			小山市城山町 3-2-24		
	宇都宮	H30.9.15	321-0945	行政書士法人グランスカイ 宇都宮支店	028-651-4185	
	盛岡 孝之			宇都宮市宿郷 2-6-5 パークヒルズ宿郷 101		

【退会】

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
佐野	木村 二雄	H30.9.1	単位会変更 (埼玉会)	栃木	安西 裕	H30.9.18	廃業
那須	石崎 道治	H30.9.3	廃業	那須	宮城 桂子	H30.9.30	廃業
栃木	大貫 昇	H30.9.15	廃業				

【変更】

支部	氏名	変更事項	変更内容
栃木	佐藤 英樹	所在地	下都賀郡壬生町大字安塚 913-1
宇都宮	梶内 隆幸	所在地	宇都宮市下荒針町 3473-46
宇都宮	小嶋 均	所在地	宇都宮市東浦町 19-12

佐野自動車登録代行センター会員募集



栃木運輸支局佐野自動車検査登録事務所構内で自動車登録の書類作成提出代理を行っています。
自動車登録業務に関心があり、明るく元気な方を若干名募集いたします。
入会希望者向けの説明会を実施いたしますので11月2日までに下記にご連絡ください。
説明会の日程を追ってお知らせいたします。

佐野市下羽田町2001-3(D棟) 行政書士佐野自動車登録代行センター ☎0283-20-6122

<p>編 爽やかな10月、行政書士制度広報</p> <p>集 月間として各地で相談会が開かれています。</p> <p>後 行政書士が広く市民の方々に知れ渡</p> <p>記 りますように。 (広報部 山本昭子)</p>	<p>行政書士とちぎ 10月号 No.502</p> <p>発行人 栃木県行政書士会 会長 横山眞 〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 電話 028-635-1411 (代) FAX 028-635-1410 メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp ホームページ http://www.gt9.or.jp/gyosei</p> <p>編集 広報部 定価 250円 印刷所 有限会社 高久印刷</p>
---	---



行政書士 は頼れる街の法律家

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、
契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします！



女優/小芝 風花

平成30年度 行政書士制度広報月間 10月1日～10月31日



日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
栃木県行政書士会

後援：**総務省**
栃木県



日本行政書士会連合会 広報キャラクター
ユキヤラくん



©日本行政書士会連合会
監：佐藤 1 郎

行政書士相談センター

電話無料相談 (月～金 9:00～17:00
年末年始・祝祭日除く)

マスコットキャラクター アドちゃん

まるくいく
028-638-0919